

FAO / WHO 合同食品規格計画第 21 回 (臨時) 一般原則部会

日時 : 2004 年 11 月 8 日 (月) ~11 月 12 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	規格運用に係る行程 (作業評価を含む) : 作業の優先順位確立に係る規準の改訂
4.	コーデックス委員会のガイドライン及びその他の補足文書の再検討
(a)	物理的ワーキンググループ及び電子的ワーキンググループのガイドライン案
(b)	その他の提案 : 共同議長制及び進行役
5.	執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討
6.	コーデックス委員会の活動における国際非政府機関の参加に関する原則の再検討
7.	国際政府間機関との協力に関するガイドライン
8.	議長選出に関する手続規則の修正についての検討
9.	執行委員会の構成メンバーの任期の明確化
10.	コーデックス規格の受諾及び勧告に関する手続き
11.	手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈
12.	その他の業務、今後の活動及び次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2004 年 11 月 6 日 (土) 「食品安全のためのリスク分析についての作業原則案」に関する作業部会が開催される予定。

第 21 回一般原則部会 (CCGP) の検討議題の背景等

(11月8日~12日、於 ; パリ)

作業部会：食品安全のためのリスク分析についての作業原則案

本年5月の第20回本部会で、多くの国（欧州、アジア等）は、作業の継続を希望したが、米国、豪州、南米等は、FAO/WHO において本年末を目途に作業が進められている「食品安全リスク分析マニュアル」の策定を待って検討するか、これができれば本文書は不要である等と発言。これに対し、FAO は、同マニュアルは現在までの知見の集積であり、SPS 協定との関係において何らの法的ステータスを持つものでないこと等を説明した。このようなことから、ステップ3に戻し、引き続きコメントを求めるとともに、今次本部会に併せて作業部会を開催して作業文書を改訂することとした。

議題 2：総会及び他の部会からの付託事項

本年6月の第27回総会で合意された手続きマニュアルに記載される基準やガイドラインについて報告される。また、同第54回執行委員会の議論を受け、「コンセンサス」の定義作成の可能性について検討されることとなった。食品添加物・汚染物質部会から付託された「食品添加物・汚染物質部会において適用されるリスク分析原則案」及び「暴露評価方針案」についても今次本部会で検討される。

議題 3：規格運用管理に係る工程（作業評価を含む）：作業の優先順位確立に係る規準の改訂

昨年11月の第19回一般原則部会において検討したところ、「一般問題へ適用される規準」に関して、「(d) その分野で既に他の国際機関で実施されている作業」に加えて、「新規作業を始めるための関連の国際政府間機関による要求」も記載すべきである（一般問題へ適用される規準）。また、これら規準の中で、貿易問題は、消費者保護と比較すれば重要性は二次的なものであるべきであり、現行の規準に記載されている国際貿易障害への言及は削除すべきで、パラ (e) にある「貿易問題」を「食品貿易における公正取引」に修正すべき（個別食品へ適用される規準）などの意見があり、コンセンサスが得られず、本部会で引き続き検討されることとなった。

議題 4a：物理的ワーキンググループに関するガイドライン案及び電子ワーキンググループに関するガイドライン案

昨年6月の第26回総会において、電子的ワーキンググループ及び物理的ワーキンググループに関するガイドラインの作成について合意が得られ、第19回本部会で検討されたが、十分な審議時間がなかったため、第19回本部会での議論及びその後各

国より寄せられたコメント（提出国：豪州、カナダ、メキシコ、パナマ、米国）を踏まえフランス事務局が改訂案を作成し、本部会において検討されることとなった。

議題 4b：その他の提案：共同議長及び進行役

(1) 共同議長

共同議長に関するガイドラインを作成することについて、第 26 回総会において合意を得られなかった（共同議長は開発途上国から選び、主催国は会合を開発途上国で開催すべしという勧告に反対する国があった）ことから、本部会で検討されることになった。

(2) 進行役 (Facilitator)

各国間の利害調整等を図り、コンセンサスを促進するための進行役の設置について検討されることになった。

議題 5：執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討

第 19 回本部会では、多くの国は、加盟国・国際非政府機関がオブザーバーとして出席した場合には執行委員会の運営が非効率的になるなど、その機能が制約される恐れがあることから、オブザーバー出席に反対する意見が多く出された。現時点では、執行委員会へのオブザーバーの出席に関するガイドラインの必要性はないものとされたが、継続検討することとされ、コーデックス事務局は、費用や制度等を考慮した可能性のある選択肢に関する討議資料を提出することとなった。事務局からは、部会の議論を踏まえ、他の国連機関の状況、インターネット中継及び傍聴室に関する討議資料が提出された。

議題 6：コーデックス委員会の活動における国際非政府機関の参加に関する原則の再検討（資料未着）

第 20 回本部会で、本原則案については、多くの国が賛意を示した一方、規則を厳格にするだけでなく、一定の柔軟性も必要であると意見も述べられたことから、コーデックス委員会事務局において再度修正を行った上で、本部会への提出を求めることとなった。

議題 7：国際政府間機関との協力に関するガイドライン（資料未着）

第 20 回本部会で、OIE 等から協力の必要性が述べられた。一方、コーデックス委員会と比較して他の国際機関は審議手続や透明性が異なることから、開発途上国が参加することが困難であることや、基準策定を遅らせる懸念がある等の意見が示されたため、コーデックス規格等の原案作成段階で他の国際機関と実質的な協力を行うとする C 案を基本としてコーデックス事務局において修正案を作成することとな

った。

議題 8：議長選出に関する手続規則の修正についての検討（資料未着）

第 19 回本部会において、米国から、手続規則をわかりやすいものにすべきとの意見が出され、本部会において検討することとなった。

議題 9：執行委員会の構成メンバーの任期の明確化（資料未着）

第 20 回本部会で、米国から、総会議長・副議長の任期と他の出席者との任期が著しく異なることについて問題提起が行われ、コーデックス事務局が資料を作成し検討することとなった。

議題 10：コーデックス規格の受諾及び勧告に関する手続（資料未着）

現在空文化している本規定について、維持すべきとの意見と削除すべきとの意見が示され、コーデックス事務局が討議資料を作成し検討することとなった。

議題 11：手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈（資料未着）

本年 5 月の第 20 回本部会で、米国から総会議長・副議長が加盟国代表ではないことを明文化する規定を総会で採択するよう提案があり、WHO 法務部は、議長・副議長は加盟国代表団から選出され、議長等を務めていない場合には各国の意見を代表することとなっていることを言及したが、FAO 及び WHO 法務部が本件についてさらに明らかにする資料を提出することとなった。